

受験生の皆さんへ

(国籍がフィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国の方)

立命館アジア太平洋大学
アドミッションズ・オフィス

【重要】入国前結核スクリーニングの開始について

フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国の国籍を有する方

2025年6月からフィリピン・ネパール・ベトナム・インドネシア・ミャンマー・中国の国籍を有する方を対象に、日本に入国するためのビザを申請する際に必要な在留資格認定証明書の交付申請時に入国前結核スクリーニングの検査を受ける制度が開始されます。(国籍によって開始の時期が変わります。)

対象となる人は、必ず外務省ホームページ(ビザ)および厚生労働省ホームページ(入国前結核スクリーニングの実施について)をご確認ください。

1. 入国前結核スクリーニング制度について

この制度は、中長期在留者に係る在留資格認定証明書交付申請において、「結核非発病証明書」(※)の提出を求めるものです。

※ 「結核非発病証明書」は、日本国政府が指定する国外の医療機関(以下「指定健診医療機関」という。)が発行するものであり、有効期間は原則として、結核健診実施日(胸部レントゲン撮影実施日)から180日です。

※ 「結核非発病証明書」が提出できないことを理由とした本学への入学時期の移行措置、入学金の返金措置は行いません。

※ 各国の「指定健診医療機関」など、本スクリーニングの詳細については、厚生労働省の特設サイトを確認してください。

2. 対象者

本スクリーニングの対象となるのは、対象国(フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国)(※1)の国籍を有し、日本に中長期在留者として入国・在留しようとする方です。国籍によって開始の時期が変わります。

※1 対象国のうち、インドネシア・ミャンマー・中国については、実施日は未定です。

3. スケジュール

国籍	開始時期
フィリピン・ネパール	2025年9月入学予定者から
ベトナム	2026年4月入学予定者から
インドネシア・ミャンマー・中国	未定

4. 関連リンク

外務省ホームページ(出入国在留管理庁) https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html

厚生労働省ホームページ(入国前結核スクリーニングの実施について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00006.html